

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	教育委員会 令和2年度分(必要に応じて令和元年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 3 年 1 月 15 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 28 日
担 当	教育委員会教育政策課(内線3846)

意 見	措 置 状 況
<p>1 学校等における安全管理の実施状況の確認について 教育委員会は、平成28年7月27日付けで「幼児児童生徒の安全確保及び安全管理の一層の徹底について」を各学校等へ通知している。 その中で、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト」を提示し、チェックリストの作成と計画的な点検の実施、不十分なところの早急な改善を求めるなど、学校等の安全管理の一層の徹底を図ることを依頼している。 しかし、今年度に学校施設監査を実施した8校については、いずれの学校もチェックリストを作成していなかった。 したがって、教育委員会事務局において、学校等の安全管理が適切に実施されているか確認することについて検討されたい。</p>	<p>確実な実施を徹底するよう指示し、学校訪問をする際にその状況を確認することとした。</p>
<p>2 消防計画に定められた消防訓練の実施について 学校施設監査において、消防法施行令第3条の2第2項に基づく消防訓練の実施状況を調査したところ、岐北中学校から消火訓練は実施していないと書面で回答があり、現地監査の際、この回答内容について岐北中学校に確認したところ、内容に誤りはないとのことであった。 しかし、学校施設監査の結果について、弁明、見解等を教育委員会事務局に求めたところ、岐北中学校は消火訓練については既に6月に実施していたと報告がなされた。 今後は、教育委員会事務局が主体となり、学校が消防訓練を実施する場合、訓練の内容が消防法施行令第3条の2第2項に規定する訓練（消火、通報及び避難訓練）に該当するのにか所轄の消防署に確認の上、消防訓練を実施することを検討されたい。</p>	<p>防火管理に必要な消防計画にかかかかる知識について理解するとともに、周知徹底していくべき内容を消防署と協議するよう指示し、学校訪問をする際に確認することとした。</p>